

官報 号外 平成七年二月十七日

号外 平成七年二月十七日

平成七年一月十七日 参議院会議録第五号

請暇の件 国会法第三十九条た
組織に関する法律案(趣旨説明)

○国務大臣（小里貞利君）　阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

平成七年一月十七日に発生いたしました阪神・淡路大震災は、阪神・淡路地域において、死者・行方不明者が五千三百名を超えるなど未曾有の震災被害をもたらしました。

この阪神・淡路大震災は、国民生活に甚大かつ深刻な被害をもたらし、内外の経済に深刻な影響を与えていたところであります。今後、生活の再建、経済の復興等の救援策の一層の充実を図るとともに、関係地方自治体に対し最大限の支援を行ない、阪神・淡路地域の復興に全力を挙げて取り組む所存であります。

この法律案は、このような状況にかんがみ、阪神・淡路地域の復興を迅速に推進するため、その復興についての基本理念を明らかにするとともに、阪神・淡路復興対策本部の設置等を行おうとするものであります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。次に、この法律案の要旨を申し上げます。

第一に、阪神・淡路地域の復興は、国と地方公共団体とが協同して、生活の再建、経済の復興及び安全な地域づくりを緊急に推進すべきことを基本理念として行うものとしております。

第二に、国は、基本理念にのっとり、阪神・淡路地域の復興に必要な別に法律で定める措置その他の措置を講ずるものとしております。

政府といいたしましては、所得税の雑損控除の削除し適用等税制の特例を定めた阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案、災害被災者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案及び地方税法の一部を改正する法律案並びに被災市街地復興推進地域内における土地区画整理事業の特例等を定めた被災市街地復興特別措置法案について国会に提出させていただいておりますが、この

卷之二十一

れ、希望と勇気を持って再起されることを心から願っております。

そして、寝食を忘れて救援、復旧のために御尽力くださっている自治体関係者、自衛隊、警察、消防等の皆様、さらにはボランティアの皆様方に対し心より感謝申し上げ、敬意を表する次第であります。

総理、トップリーダーには決断力、実行力、先見性が必要であります。行政の最高の統括者としての責任感と強い意志が求められます。大震災発生から今日までの総理の言動、対応からは、そうした姿勢が読み取れません。

今回の大震災の場合では、前例にこだわらない措置をとるべきではなかったのか、まず総理の御所見を伺いたい。

また、被災現場においては生き埋めとなつた人を一人でも早く救出をする、一軒でも延焼を止めることのため、大災害対策は最初の二十四時間が大事です。総理官邸に平素からの危機管理体制があれば、多くの人命と財産を救うことができたのではないか。初動態勢のおくれなど、総理の政治生命を問うる感嘆の声が日増しに高まっています。

に総理の一月十七日、十八日の動きは、余りにも鈍いものでありました。今回の総理の対応では、いざというときは当てにならない政府といった烙印が押されかねません。危機管理体制をどのように構築していくのか、明確に伺いたい。

次に、応急仮設住宅についてお伺いします。避難所生活が本日で既に一ヶ月になりました。Pタイルや板の上で厳寒の冬を越す。その上、水もトイレも不足した中で、食事も満足にのどを通らないと思う。プライバシーの保護など全くないのあります。このような生活を余儀なくされている方々がまだ九百六十四カ所の避難所に二十一万三千三百七十名の人々がおられる事実を、しっかり認識しなければなりません。

しかし、この一ヶ月間の仮設住宅の入居戸数は、十五日現在わずかに七百戸で、足りないのであります。

あります。これでは、政府は避難者のことを本気になって考えているのか全く疑問であります。中には、病氣で苦しんでいる方、障害者の方、高齢者及び小さな子供など、社会的また災害的な弱者の方がたくさんいらっしゃるわけであります。総理は、こういう方にいつまで避難所生活をさせるのか、はつきりとした御所見を伺いたいのであります。

当初、応急仮設住宅の入居の希望者は十一万世帯であったと言われております。それに対して仮設住宅の建設目標は四万戸で、公的住宅については全国的な広がりの中で三万戸が用意をされました。しかるに、仮設住宅用地はまだ一万戸分不足しております。公的住宅については入戸数は七千戸で、残りの二万三千戸は遠くして希望者がなかつたのであります。

住宅の確保で大事なことは、住民の希望を十分酌み取っていくことだと思います。細心の配慮がなされています。

現時点での水道復旧の総額は、兵庫県だけで約五百六十億円に達している。これに対して、国庫補助率二分の一となる従来からの補助制度では、残額だけでも約二百八十億円になります。超過負担です。

設大臣にお尋ねいたします。

また、一月二十六日に農水省では農地法施行規則の改正を行いました。これは、応急仮設住宅建設の場合、農地転用の許可を不要とする措置であ

ります。農水省がこの許可不要の措置を行うことはいいとしても、地元の自治体は手が回らないのではありません。國の方で農地所有者に働きかけをしないんでしょうか。農林大臣の御所見を伺いたい。

また、厚生省は平成三年六月に「二十一世紀に向けた水道整備の長期目標」を策定、推進しておられます。計画の大きな柱として地震や河水に負けない強い水道をつくることを掲げておりますが、どのように考えていらっしゃるのか、伺います。

また、厚生省は平成三年六月に「二十一世紀に向けた水道整備の長期目標」を策定、推進しておられます。計画の大きな柱として地震や河水に負けない強い水道をつくることを掲げておりますが、進捗は余り芳しくありません。今回の大震災の教訓を生かしてこれを全国的に強力に推進すべきと思いますが、厚生大臣の所見を伺います。

次に、自衛隊の中に大災害の専門組織を編成することが急務であると思います。提言をしたいと思います。

この組織は、大災害に緊急出動できる姿勢がとられなければなりません。参考として、米国の連邦緊急事態管理庁FEMAやフランスの災害救助隊DICAがあります。米国のFEMAにあっては、二十四時間体制で、いざというときには四千人を超す臨時スタッフも応援に駆けつける仕組みとなっております。一方、フランスのDICAに

さらに、同じ地域に市街化調整区域は十八万二十二ヘクタールもあります。このうちの一部では、病氣で苦しんでいる方、障害者の方、高齢者及び小さな子供など、社会的また災害的な弱者の方がたくさんいらっしゃるわけであります。総理は、こういう方にいつまで避難所生活をさせるのか、はつきりとした御所見を伺いたいのであります。

被災者の方々の生の声は、水が欲しい。皆様も

御承知のとおりでございます。被災直後には飲用水から始まり、時間の経過とともに、炊事用、手洗い用の水の必要性、また入浴をしたい、どれも皆極めて切実なものばかりであります。御承知のとおりでございます。

現時点での水道復旧の総額は、兵庫県だけで約五百六十億円に達している。これに対して、国庫補助率二分の一となる従来からの補助制度では、残額だけでも約二百八十億円になります。超過負担です。

この水道の災害復旧事業を激甚災害法の対象事業にすべきであり、国庫補助率を大幅に引き上げる英断をすべきと思うが、総理及び厚生大臣はどう思われるでしょうか。

また、厚生省は平成三年六月に「二十一世紀に向けた水道整備の長期目標」を策定、推進しておられます。計画の大きな柱として地震や河水に負けない強い水道をつくることを掲げておりますが、

向こうた水道整備の長期目標を策定、推進しておられます。計画の大柱として地震や河水に負けない強い水道をつくることを掲げておりますが、

向こうた水道整備の長期目標を策定、推進しておられます。計画の大柱として地震や河水に負けない強い水道をつくることを掲げておりますが、

向こうた水道整備の長期目標を策定、推進しておられます。計画の大柱として地震や河水に負けない強い水道をつくることを掲げておりますが、

向こうた水道整備の長期目標を策定、推進しておられます。計画の大柱として地震や河水に負けない強い水道をつくることを掲げておりますが、

向こうた水道整備の長期目標を策定、推進しておられます。計画の大柱として地震や河水に負けない強い水道をつくることを掲げておりますが、

向こうた水道整備の長期目標を策定、推進しておられます。計画の大柱として地震や河水に負けない強い水道をつくることを掲げておりますが、

向こうた水道整備の長期目標を策定、推進しておられます。計画の大柱として地震や河水に負けない強い水道をつくることを掲げておりますが、

向こうた水道整備の長期目標を策定、推進しておられます。計画の大柱として地震や河水に負けない強い水道をつくることを掲げておりますが、

向こうた水道整備の長期目標を策定、推進しておられます。計画の大柱として地震や河水に負けない強い水道をつくることを掲げておりますが、

おきましては、大規模な地震等、また人命救助と環境破壊の防止に、専門に海外にも出動できることがあります。

次に、ライフラインのうち特に水道についてお伺いをいたします。

被災者の方々の生の声は、水が欲しい。皆様も

御承知のとおりでございます。被災直後には飲用水から始まり、時間の経過とともに、炊事用、手洗い用の水の必要性、また入浴をしたい、どれも

皆極めて切実なものばかりであります。御承知のとおりでございます。

現時点での水道復旧の総額は、兵庫県だけで約五百六十億円に達している。これに対して、国庫補助率二分の一となる従来からの補助制度では、残額だけでも約二百八十億円になります。超過負担です。

この水道の災害復旧事業を激甚災害法の対象事業にすべきであり、国庫補助率を大幅に引き上げる英断をすべきと思うが、総理及び厚生大臣はどう思われるでしょうか。

また、厚生省は平成三年六月に「二十一世紀に向けた水道整備の長期目標」を策定、推進しておられます。計画の大柱として地震や河水に負けない強い水道をつくることを掲げておりますが、

向こうた水道整備の長期目標を策定、推進しておられます。計画の大柱として地震や河水に負けない強い水道をつくることを掲げておりますが、

十二ヘクタールもあります。このうちの一部では、病氣で苦しんでいる方、障害者の方、高齢者及び小さな子供など、社会的また災害的な弱者の方がたくさんいらっしゃるわけであります。総理は、こういう方にいつまで避難所生活をさせるのか、はつきりとした御所見を伺いたいのであります。

被災者の方々の生の声は、水が欲しい。皆様も

御承知のとおりでございます。被災直後には飲用水から始まり、時間の経過とともに、炊事用、手洗い用の水の必要性、また入浴をしたい、どれも

皆極めて切実なものばかりであります。御承知のとおりでございます。

現時点での水道復旧の総額は、兵庫県だけで約五百六十億円に達している。これに対して、国庫補助率二分の一となる従来からの補助制度では、残額だけでも約二百八十億円になります。超過負担です。

この水道の災害復旧事業を激甚災害法の対象事業にすべきであり、国庫補助率を大幅に引き上げる英断をすべきと思うが、総理及び厚生大臣はどう思われるでしょうか。

また、厚生省は平成三年六月に「二十一世紀に向けた水道整備の長期目標」を策定、推進しておられます。計画の大柱として地震や河水に負けない強い水道をつくることを掲げておりますが、

向こうた水道整備の長期目標を策定、推進しておられます。計画の大柱として地震や河水に負けない強い水道をつくることを掲げておりますが、

十二ヘクタールもあります。このうちの一部では、病氣で苦しんでいる方、障害者の方、高齢者及び小さな子供など、社会的また災害的な弱者の方がたくさんいらっしゃるわけであります。総理は、こういう方にいつまで避難所生活をさせるのか、はつきりとした御所見を伺いたいのであります。

被災者の方々の生の声は、水が欲しい。皆様も

御承知のとおりでございます。被災直後には飲用水から始まり、時間の経過とともに、炊事用、手洗い用の水の必要性、また入浴をしたい、どれも

皆極めて切実なものばかりであります。御承知のとおりでございます。

現時点での水道復旧の総額は、兵庫県だけで約五百六十億円に達している。これに対して、国庫補助率二分の一となる従来からの補助制度では、残額だけでも約二百八十億円になります。超過負担です。

この水道の災害復旧事業を激甚災害法の対象事業にすべきであり、国庫補助率を大幅に引き上げる英断をすべきと思うが、総理及び厚生大臣はどう思われるでしょうか。

また、厚生省は平成三年六月に「二十一世紀に向けた水道整備の長期目標」を策定、推進しておられます。計画の大柱として地震や河水に負けない強い水道をつくることを掲げておりますが、

向こうた水道整備の長期目標を策定、推進しておられます。計画の大柱として地震や河水に負けない強い水道をつくることを掲げておりますが、

官 報 (号外)

については、量的に、トン数に直せば千三百万トンになんなんとしております。その事業費は約四千億円と算定されております。

この国庫補助率二分の一を激甚災害対象事業並みの十分の八以上にお願いをしたい。また、できれば所要額の全額を補助対象にしていただきたいとの切なる要望がありますけれども、これに対する総理の所見を伺いたいのであります。

二つ目には、港湾施設の復旧に力強い助成をいたしておりますけれども、中でも民間所有の港湾施設に対する国庫補助制度の創設並びに長期三十年無利子融資を要望しておりますけれども、これに対して総理大臣の御答弁をお願いしたいのであります。

政府は、十六日、阪神・淡路大震災の復旧対策費などを盛り込んだ九四年度第二次補正予算案を決めたようあります。規模は一兆二百二十億円となっておりますけれども、地元では、あと何年間で復興できるのであろうかという切ない希望があります。地元は、一日でも早く復興したい、お願いをしたい、自分で立ち上がりたい、こういう叫びであります。

今回も、ちなみにこの法律案は五年の時限立法であります。果たして、巨額の被害額、十兆円もの復興財源を何年間で手当てできるのか、重ねて総理並びに大蔵大臣の所見を伺いたいのであります。

最後に、二つの提言を申し上げたい。

一つは、避難を余儀なく続けておられる方々の勇気を喚起するため、力強い再起を期して、三兆円の災害復興基金の創設を提唱したいのであります。今まで提唱されている基金の規模では、十分

なる対応はおぼつかないのであります。

二つ目には、私も、廢墟の神戸に立って見ておりましたときに、どうしても神戸を中心とする関西でオリンピックの誘致を提唱したい。世界並びに日本各地の皆様からの限りない真心の御支援に対し、再起復興の礎に寄与できればと思うところであります。総理の御意見を承りたい。

以上、数点にわたり質問を申し上げましたけれども、何とぞ総理並びに関係大臣の誠意ある御答弁をお願いをいたしまして、質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣村山富市君登壇、拍手〕

○國務大臣(村山富市君) 矢原議員の質問にお答えする前に、今もお話をございましたように、五

千三百人を超す方々が亡くなられ、想像を絶する大きな被害をもたらしました阪神・淡路地区の地震が発生をしましてから、ちょうど一カ月を迎えました。改めて、亡くなられた方々や遺族の方々に謹んで哀悼の誠をささげたいと思います。また、負傷された方々や被災された方々に対しましてもお見舞いを申し上げたいと思います。

また、みずから被災をされたにもかかわらず不眠不休で救援や復旧に取り組んでおります県、市町村の職員、消防署、警察、自衛隊の皆さん、そして医療関係の皆さん、そしてさらに、全国から駆けつけてこれまで献身的に救援活動に携わっておりますボランティアの皆さん方に、改めて心から感謝を申し上げたいと思います。

國も国会も一体となつて必要な救援対策と復興に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えておりますから、被災地の皆さん方も元気を出して頑張っていただきたいと心からお願い申し上げたい

と思います。

思います。

続いて御質問にお答えを申し上げたいと思いますが、今回の大地震では前例にござらない措置をとるべきではないかとの御質問でございます。

今回の地震発生後、直ちに非常災害対策本部を設置をいたしまして、当面の応急対策を講じてまいりました。また、私自身が本部長となり全閣僚により構成される緊急対策本部を設け、さらには現地対策本部を神戸市に設置をし、また新たに兵庫県南部地震対策担当大臣を任命をいたしまして非常災害対策本部長に充てるなど、政府一体となつて被災者の救援対策や復旧対策に全力を挙げてきたところでございます。

さらに、地震発生後一カ月を経過をし、被災地の総合的、計画的な復興について地元自治体を支援をしながら、国としても一体となって取り組んでいく必要があることから、復興のための施策に関する総合調整を実施する阪神・淡路復興対策本部を設置することといたしました。あわせて、有識者の方々による復興委員会も発足をさせたものでございます。

こうした措置は、これまでの前例にとらわれない措置であります。政府といたしましては、引き続き被災者の救援対策と復旧・復興対策に万全を期してまいりたいと考えておるところでございます。

このうち、応急仮設住宅の設置につきましては、約四万戸の設置計画を立て、約三万戸につきましては既に発注もし、三月中の完成を目指して最大限の努力を傾注いたしております。残りの一戸につきましても、速やかに関係機関と調整の上、用地を確保し、発注することといたしておるところでございます。

このほか、公営や公団の住宅の確保にも万全を期して、一日も早く平常生活の回復を図つてまいりたいと、全力を挙げて取り組んでおるところでございます。

次に、危機管理体制についての御質問でござりますが、今回の地震発生以来、私は災害対策の最高責任者として、迅速かつ的確な対策を講じたため、可能な限りの努力をしてまいりました。また、関係閣僚にも、やることはすべてやり尽くす決意で取り組むようお願いをしたところでございます。

次に、水道の災害復旧事業に関するお尋ねでありますが、政府といたしましても、地元自治体と一緒にまして地震発生直後から復旧作業に全

力を持て、一日も早い断水解消を目指してきておりますから、被災地の皆さん方も元気を出して頑張っていただきたいと心からお願い申し上げたい

ろいろな御意見と御批判があることは、私も十分承知をいたしております。それだけに、今後は、政府及び関係機関が一体となって災害に迅速かつ的確に対応できるよう、情報収集及び伝達体制のあり方など、今後の教訓として見直すべきところは率直に見直すことによって災害時の危機管理体制の充実強化を図つてまいりたいと考えているところでございます。

次に、避難生活についてのお尋ねでございますが、避難所等で不便な暮らしを余儀なくされる被災者の方々の生活の安定を目指し、関係省庁の緊密な連絡のもと、民間の全面的な協力もいたしました。改めて、亡くなられた方々や遺族の方々に謹んで哀悼の誠をささげたいと思います。また、負傷された方々や被災された方々に対しましてもお見舞いを申し上げたいと思います。

このうち、応急仮設住宅の設置につきましては、約四万戸の設置計画を立て、約三万戸につきましては既に発注もし、三月中の完成を目指して最大限の努力を傾注いたしております。残りの一戸につきましても、速やかに関係機関と調整の上、用地を確保し、発注することといたしておるところでございます。

このほか、公営や公団の住宅の確保にも万全を期して、一日も早く平常生活の回復を図つてまいりたいと、全力を挙げて取り組んでおるところでございます。

次に、水道の災害復旧事業に関するお尋ねでありますが、政府といたしましても、地元自治体と一緒にまして地震発生直後から復旧作業に全

きましては、今回の地震による被害の甚大性にかんがみまして、特例的措置の検討を行うなど適切な対応を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、日本型災害救助隊組織についての御質問であります。自衛隊は、我が国の防衛とともに必要な場合、災害派遣等を実施することを任務といたしておりまして、平素から所要の防衛の態勢をとるとともに、その組織、装備や能力を生かして、広範多岐にわたる災害派遣活動をこれまで行ってきたところでございます。したがつて、災害救援や復旧のための組織をつくるということについては、一つの考え方であると思いますが、現状に照らして慎重な検討が必要な課題であると考えておるところでございます。

次に、兵庫県復興計画に対しての支援姿勢についてお尋ねがございましたが、現在、地元兵庫県におきましては、今回の大震災を教訓として、災害に強い町づくり等を理念とする長期的ビジョンに立った復興計画の策定に着手していると聞いております。

阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案においては、復興の基本理念として、国と地方公共団体が適切な役割分担のもとに地域住民の意向を尊重しつつ協同して行われるべきものであると掲げております。また、復興対策本部の事務につきましても、関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援に関する総合調整を内容として掲げておるところでございます。

したがって、今後発足する復興対策本部は、こういった考え方を踏まえ、地元地方公共団体の主体性を尊重しつつ、これを最大限支援するとともに、また、国として行うべき施策を積極的に推進していくということを基本姿勢として進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、被災市街地復興特別措置法案についての御質問でございますが、本法案は、市街地の面的整備による公共施設やオープンスペースの確保、再開発事業の機動的な実施などにより復興を進めようとするものでございます。これにより、災害に強い町づくりが推進されるものと考えております。

建築物や道路橋などの公共施設の地震に対する安全性につきましては、専門家の英知を集め、被災原因を徹底的に究明をし、災害に強い国土づくりに向けた必要な措置を講じてまいる所存でございます。

次に、災害に強い国土づくりについてのお尋ねであります。政府といたしましては、現在、国土審議会におきまして、平成八年度中を目途に、来るべき二十一世紀にふさわしい国土づくりの指針を示す新しい全国総合開発計画の策定作業を進めているところでございます。

次に、災害に強い国土づくりについてのお尋ねであります。政府といたしましては、現在、国土審議会におきまして、平成八年度中を目途に、災害に強い町づくり等を理念とする長期的ビジョンに立った復興計画の策定に着手していると聞いております。

次に、災害に強い国土づくりについてのお尋ねであります。政府といたしましては、現在、国土審議会におきまして、平成八年度中を目途に、災害に強い町づくり等を理念とする長期的ビジョンに立った復興計画の策定に着手していると聞いております。

会等移転調査会におきまして調査、審議が鋭意進められておりますが、引き続き内閣の重要な課題の一つとして推進をしてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、神戸を全国に誇れる防災都市づくりのモデルとするため国は財政面で強力な支援を行うべきではないかとの御質問であります。政府といたしましては、現在、今回の大震災に対処するための特別の財政援助等を定める法律案等の準備を急いでいるところでございます。さらに、必要となる財政措置につきましては、平成六年度第二次補正予算の編成作業に鋭意取り組んでおりまして、本日中にもその骨格を固め、「二十四日にも国に提出をしたいと考えておるところでございます。

これらの措置は、被災地の復興の基盤づくりや被災者の生活再建になくてはならない措置でございますので、国会の御協力をいただきて速やかな成立をお願い申し上げたいと考えておるところでございます。

次に、「瓦れきの処理についてのお尋ねであります。この震災につきましては、被災規模が極めて甚大であり、都市機能が麻痺し、社会全体に与える影響が多大なことから、特例的に個人や中小企業の損壊建物等の解体処理については自己負担なしに公費負担によるところとしたところでございます。

これに要します費用につきましては、国がその二分の一を補助することいたしております。また、財源の求め方は国民の理解が得られるものとするということを基本として、幅広い見地から検討してまいりたいと考えておるところでございます。

今後とも、復興のための財源措置を考えるに当たりましては、必要な財源はきちんと確保する、また、財源の求め方は国民の理解が得られるものとするということを基本として、幅広い見地から検討してまいりたいと考えておるところでございます。

さらに、兵庫県の提唱する基金の設置についてのお尋ねがございましたが、地元兵庫県などの地方公共団体の基金設置の構想につきましては、地元地方公共団体において被災者のニーズなどを勘案しながら具体的な検討を進めているところと聞

も適切に対処してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、港湾施設の復旧に対する支援についてのお尋ねでありますから、神戸港等の復興の観点から特に重要なものにつきましては、日本開発銀行からの低利融資による支援を可能とする方向で検討いたしておりまして、国が対応すべき施設の復旧とあわせ、全体としてできる限り早い復旧ができるよう取り組んでまいる所存でございます。

次に、復興財源に関するお尋ねでありますが、今回の地震災害につきましては、財政的にも必要な措置を適時適切に講ずる所存であり、その一環として、六年度第二次補正予算の編成作業に鋭意取り組んでまいる所存でございます。

補正予算に関しましては、現在最終的な詰めを行っている段階であり、本日中にその骨格を固めたいと考えておりますが、いずれにいたしましても、財源に支障を来すことのないよう対応してまいりたいと考えておるところでございます。

官 報 (号) 外

いておりますが、その考え方や内容が具体化した段階で、政府といたしましても各般にわたる災害救助対策、災害復旧・復興対策の一環として、雲仙の際の財政措置なども参考としながら適切な支援をしてまいりたいと考えておるところでござります。

次に、関西にオリンピックを誘致すべきではないかとのお尋ねであります。オリンピックへの開催立候補は、国際オリンピック委員会のオリンピック憲章により、開催を希望する都市が、その国のオリンピック委員会、日本の場合は日本オリンピック委員会の承認を得て行うものとされております。したがって、まず、関西地区においてオリンピックの開催を希望することについて、地元の皆さんのお声を十分集約することが必要ではないかと考へておるところでござります。

残余の質問につきましては、各関係大臣から答えをさせます。(拍手)

(國務大臣井出正一君登壇、拍手)

○國務大臣(井出正一君) 矢原議員の御質問にお

答えをいたします。

まず第一の仮設住宅の用地の確保についてのお尋ねでございますが、現在、応急仮設住宅約四万戸の建設計画のうち約三万戸について用地も確定し既に発注したところであり、残りの約一万戸については、国有地や関係市町の公有地を中心に調整を急いでおり、二月十四日現在で約十五ヘクタールが確保されているところであります。

応急仮設住宅の設置に当たりましては、入居者の要望、生活環境等を考慮して、極力身近なところに設置することとしているところであります。而して、約二万九千戸については、被災者の同一市町

内に建設することとしているところであります。しかしながら、短期間に大量の仮設住宅を設置する必要があり、用地の関係により県外に設置せざるを得ない場合も考えられますが、その場合にも、被災者の職場等の条件やその他の御要望に配慮し、十分被災者の方々の理解を得て進めてまいりたいと考えております。

今後とも、用地の選定に当たりましては、被災者の方々の御要望に十分配慮をしつつ、早急な確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、水道の災害復旧事業に関するお尋ねでござりますが、先ほど総理からも御答弁がありま

す。厚生省としましては、従来より、被災

水道事業者等が行う水道施設の災害復旧につきま

して、原則としてそれに要する費用の二分の一を

補助してきているところであります。しかし、今

回の地震による被害の復旧のために必要な支援策

につきましては、その極めて甚大な被害状況を踏

まえた特例的措置の検討を行うなど、適切な対応

を行ってまいりたいと考えております。

最後に、地震や地下水に強い水道の整備について

のお尋ねでございますが、厚生省では、御指摘く

ださったように、平成三年六月に定めたふれっ

しゅ水道計画の中で、地震や地下水に負けない強い

水道づくりをその主要課題の一つに掲げ、その推

進に向けて全国の水道事業者等を指導するととも

に、必要な施設整備について国庫補助による支援

を行ってきているところであります。

具体的な支援策といしましては、一つに衝撃

の弱い石綿セメント管等の老朽管の更新、二番目

に緊急時の給水拠点となる配水池の容量の増強、

三番目に水道施設の広域化等に対する補助を充実

してきているところでありますが、今回の震災を内に建設することとしているところであります。

教訓として、重要なライフラインである水道を災害に強いものとするための取り組みを一層強力に推進してまいり所存でございます。

以上でございます。(拍手)

○國務大臣(野坂浩賢君) 矢原議員にお答えをいたします。

お話をありましたように、被災者の声を代弁して切々と訴えるそのことを聞きながら、胸がうずき、胸が痛む思いがいたしておりますが、質問のあった点は三点でありますので、御説明を申し上げたいと思います。

住宅及び住宅用地の確保についての御質問でございましたが、被災地におきましては、多くの住民の方々が避難所等で不自由な生活を余儀なくされており、一刻も早く少しでも落ちついた生活を営んでいただけるよう、当面の居住場所の確保のための応急対策を強力に推進してまいりたところであります。

次に、住宅用地の確保についての御質問でございましたが、非常災害のため必要な応急措置として

シテ切々と訴えるそのことを聞きながら、胸がうずき、胸が痛む思いがいたしておりますが、質問の

あった点は三点でありますので、御説明を申し上

げたいと思います。

このため、政府としては応急仮設住宅の建設を

最重点の課題として取り組んでおり、建設省とし

ても、大量の応急仮設住宅を緊急に供給するに當

たって最大限の支援を行うとともに、その用地の

確保につきましても、住宅・都市整備公団に兵庫

県、大阪府を中心として保有地八十八ヘクタール

を提供することを要請するなど、積極的に協力を

してまいりましたつもりであります。

また、これとあわせて、被災者が一時的に避難

するため、兵庫県や大阪府や近隣の府県におい

て公営住宅、公団住宅等、約九千三百戸であります。

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣大河原太一郎君登壇、拍手〕
○國務大臣(大河原太一郎君) 矢原議員の御質問
にお答えいたします。

まず、農地の応急仮設住宅用地への提供についてでございますが、今回の阪神・淡路大震災の被害の状況にかんがみまして、地方公共団体が応急仮設住宅等を建設する場合について農地転用の許可を不要とする措置を講じ、県及び市町村を通じて関係者にその趣旨の徹底を図ったところでござ

用地の取得につきましては、地元の事情を熟知している県及び市町村において取り組まれてゐるところであります。國としてもその円滑な推進に極力協力いたしたいと考えております。

（拍手）
ますが、この農地の転用につきましては既に届け出制としているところでありますので、地元の意向に沿って、住宅用地はもとより、緑地としての活用が円滑に行われるものと考えております。

本日、数本の法律を上程いたしておりますが、引き続き今回の大地震に対応するための特別な財政援助等を定める法律案を検討いたしておりまして、総理がお答えいたしました六年度の第二次補正予算の提案と並行して努力をさせていただきました。(拍手) いと思っております。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これにて質疑は終了いたし

本案に賛成の諸君の起立を求めます

○議長(原文兵衛君)　日程第一　国会議員の選挙　○議長(原文兵衛君)　總員起立と認めます。

等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案は、全会一致をもって可決されました。

まず、委員長の報告を求めます。選挙制度に関する

卷之三

卷之三

[上野雄文君賛增 招手]

につきまして、選挙制度に関する特別委員会にお

本法律案は、最近における公務員給与の改定、

の選挙等の執行について、国が負担する経費で地

方公共団体は交付するものの基準を改定します。

委員会におきましては、経費算定基準の妥当性

選挙執行等に及ぼす影響、裁判官国民審査における

ましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いた

しました。

卷之三

官 報 (号 外)

案につきまして、委員会における審査の経過及び

結果を御報告申し上げます

〔贊成者起立〕

林 寛子君
鶴岡 洋君

河本
三郎君

佐藤
泰三君

まず、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案は、阪神・淡

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

本日はこれにて散会いたします。

及び、大震災が神戸港という我が国の貿易拠点を直撃し甚大な被害を引き起こしたこと等を踏まえ、被災者等の負担の軽減を図る等のため、平成六五年の所得によっては震災による生計支援措

損失の金額を維持解除の適用対象とする特例、また、被災者に係る関税の納期限を延長する特例等、緊急に対応すべき措置を講ずるものであります。

沙は災害被災者に対する救済の実効性を確立するため、被災者の所得税の減免または徵収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案は、被災者を含む災害被害者の負担の軽減を図るため、引き上げる等の措置を講ずるものであります。委員会におきましては、両法律案を一括して議

質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案はいざれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより両案を一括して採決いたします。

議長の報告事項
去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

する法律案(閣法第三〇号)
同日議長は、次の内閣提出案を決算委員会に付託
した。

国民生活に関する調査会
理事 剱田 貞子君（中川嘉美君の補欠）
同日内閣から次の議案が提出された。
市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正

同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付し
ての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律
案

政府委員
議長の選任

内閣官房副長官 國田 博之
において、次のとおり常任委員の辞職
その補欠を指名した。

国民生活に関する調査会

平成六年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案
同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付し
兵庫県南部地震災害対策に関する決議
兵庫県南部地震災害に対する国際的支援等に感謝する決議

平成五年度一般会計歳入歳出決算、平成五年度特別会計歳入歳出決算、平成五年度国税収納金整理資金受払計算書、平成五年度政府関係機関決算書

同日議長は、村山内閣総理大臣に対し、同日本院において全会一致をもって決議した兵庫県南部地震災害に対する国際的支援等に感謝する決議を支援団等に伝達方を依頼した。

予算委員
辞任
松谷薦一郎君
泉信也君
吉川春子君
補欠
岩崎純三君
和田教美君
上田耕一郎君

平成六年度一般会計補正予算(第1号)
平成六年度特別会計補正予算(特第1号)
平成六年度政府関係機関補正予算(機第1号)
地方交付税法等の一部を改正する法律案
青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する

の話題を語りし者の中としての者の事を説いていた旨本院事務総長から裁判官彈劾裁判所裁判長及び衆議院事務総長に通知した。

決算委員　辞任　岩崎　純三君　同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

松谷蒼一郎君

る特別措置法案
農業改良資金助成法の一部を改正する法律案
農業に関する技術の研究開発の促進に関する特
別措置法案

参議院議員 井上 哲夫君
旨内閣に通知した
同日議長は、国土審議会特別委員(四国地方開発
特別委員会)に次の本院議員を推薦する旨内閣に
通知した。

國際問題に関する調査会委員
辞任 川橋 幸子君 捕欠 北村 哲男君

農業經營基盤強化促進法の一部を改正する法律案

井上 章平君
同日国会において議決した次の予算を内閣に送付
し、その旨衆議院に通知した。

同日委員会及び調査会において選任した理事は次のとおりである。

業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

平成六年度一般会計補正予算(第1号) 平成六年度特別会計補正予算(特第1号)

文教委員会
理事 及川 順郎君（浜四津敏子君の補欠）
厚生委員会
理事 木暮 山人君（横尾和伸君の補欠）

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

平成六年度政府関係機関補正予算(機第1号)同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

官 報 (号 外)

第四条第一項の表を次のように改める。

投票区の選舉人數		投票日		区市町村		区		市		町		村	
投票日	区市町村	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
五百人未満	七四、六五四円	平 日	休 日	区 市	町 村	区	市	町	村	区	市	町	村
		一九七、一〇四円											
		六二、九七六円											
		一六五、一〇一円											

第四条第三項の表を次のように改める。

投票区の選舉人數	投票日	区市町村	区	市	町	村	
五百人未満	平 日	区 市	町 村	区	市	町	村
五千人未満上	一六〇、九八六	四一九、五八〇	一、一六四、八八〇	三五九、五一二	九七二、一六二	一五	五千人未満上
一万五千人未満上	二一九、三七六	五八七〇一六	一八四、三四二	四九〇、七一七	二一九、七六六	二万五人未満上	
二万五人未満上	三一四、四七八	八七五、九五三	一七七、七六六	七四七、五四一	二万五人未満上	二万人以上	
二万人以上	四一九、五八〇	一、一六四、八八〇	三五九、五一二	九七二、一六二	二万五人未満上	一五	

第四条第四項の表を次のように改める。

官報(号外)

五千人未満上	七百、九三	七百、六九	七百、五二	七百、一六	六百、三七	六百、一八
一万五千人未満上	六百、六八	一、〇〇、七三	七百、三八	七百、一九	八百、〇四	八百、一六
一万五千人未満上	一、二八、四三	一、三八、七三	一、〇一、五三	一、三、七三	九百、七七	九百、六七
二万五千人未満上	一、二八、七〇	一、三〇、三二	一、三、〇〇	一、三、七三	一、〇五、七〇	一、二七、六六
三万五千人未満上	一、三〇、三五	一、三〇、二〇	一、三、一〇	一、三、七〇	一、二七、六六	一、三六、八三
三万人以上	一、三〇、三五	一、三〇、二〇	一、三、一〇	一、三、七〇	一、二七、六六	一、三六、八三

第五条第一項の表を次のように改める。

区市町村	開票区の選挙人数	投票の翌日	市		町	
			平日	休日	平日	休日
千人未満上	一三一、〇〇八円	一三六、四三二円	一〇一、一三二円	一〇六、八七八円	一一一、六五五円	一五
一千人未満上	一五九、八八四円	一六五、九八六円	一一六、五七〇円	一一一、六五五円	一一一、六五五円	五三
二千人未満上	三六〇、九五〇円	三六九、四五五円	三〇三、一九八円	三一〇、三一七円	三〇一、六七六円	一五
三千人未満上	四七六、四五四円	四八七、六四一円	四〇四、一六四円	四一三、七五六円	三八五、二二四円	三〇一、六七六円
五千人未満上	六〇六、三九六円	六一〇、六三四円	五〇五、三三〇円	五一七、一九五円	五〇九、〇四六円	一六一、四〇二円
一万人未満上	七九四、〇九〇円	八一六、七三五円	六六四、一四八円	六七九、七四二円	四一六、四九八円	一一六、四九八円
一万五千人未満上	八六六、二八〇円	八八六、六二〇円	七二一、九〇〇円	七三八、八五〇円	三一〇、三一七円	三〇一、六七六円
二万五千人未満上	九九六、二三二円	一〇一九、六一三円	八三七、四〇四円	八五七、〇六六円	三八五、二二四円	三〇一、六七六円
三万人以上	一、一四〇、六〇二円	一、一六七、三八三円	九五二、九〇八円	九七五、二八二円	三八五、二二四円	三〇一、六七六円

区市町村	開票区の選挙人数	投票日	区		市		町	
			平日	休日	平日	休日	平日	休日
千人未満上	二一万五千人未満上	平日	六三三、八六八円	六三六、五六二円	五三六、五六二円	五三六、五六二円	一四九、一一〇円	一四九、一一〇円
二千人未満上	二千人未満上	休日	七四二、九三二円	七四二、九三二円	七四二、九三二円	七四二、九三二円	四六七、七七二円	四六七、七七二円
三千人未満上	三千人未満上	平日	五〇九、〇四六円	五〇九、〇四六円	五〇九、〇四六円	五〇九、〇四六円	三〇一、六七六円	三〇一、六七六円
五千人未満上	五千人未満上	休日	六一九、一〇〇円	六一九、一〇〇円	六一九、一〇〇円	六一九、一〇〇円	一一〇、三七〇円	一一〇、三七〇円
一万五千人未満上	一万五千人未満上	平日	一三七、五八〇円	一三七、五八〇円	一三七、五八〇円	一三七、五八〇円	一一三、八二二円	一一三、八二二円

第五条第八項を同条第十二項とし、同条第七項の表を次のように改める。

区市町村	開票区の選挙人数	投票日	区		市		町	
			平日	休日	平日	休日	平日	休日
二千人未満上	三千人未満上	平日	一〇〇、二五〇円	一〇〇、二五〇円	一〇〇、二五〇円	一〇〇、二五〇円	一〇〇、二五〇円	一〇〇、二五〇円
三千人未満上	三千人未満上	休日	一〇〇、二五〇円	一〇〇、二五〇円	一〇〇、二五〇円	一〇〇、二五〇円	一〇〇、二五〇円	一〇〇、二五〇円
五千人未満上	五千人未満上	平日	一〇〇、二五〇円	一〇〇、二五〇円	一〇〇、二五〇円	一〇〇、二五〇円	一〇〇、二五〇円	一〇〇、二五〇円
一万五千人未満上	一万五千人未満上	休日	一〇〇、二五〇円	一〇〇、二五〇円	一〇〇、二五〇円	一〇〇、二五〇円	一〇〇、二五〇円	一〇〇、二五〇円

第五条第十三項中「第十一項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十項から同条第十一項までを四項ずつ繰り下げ、同条第九項中「第七項の規定」を「第六項の規定」に、「第三項及び第七項」を「第五項及び第十一項」に、「並びに」を「に、同条第八項の規定は」に、「第五項及び第七項」を「第五項、第七項、第九項及び第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項中「前項」の下に「場合において開票を休日に行うときは、同項の」を加え、同項の表を次のように改める。

官 報 (号 外)

平成七年一月十七日 参議院会議録第五号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

一四

第五条第七項を同条第十一項とし、同条第六項の表を次のように改める。

⁹ 第五条第六項を同条第八項とし、同項の次に次の二項を加える。
参議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所の経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

官報(号外)

三万人以上	六九五、三八一	七一、〇一一	五八九、五六三	六〇一、八二三
	八一六、三一八	八三四、六七八	六八〇、一六五	六九五、五六五
一千人未満上	一四七、六四四	一〇六、三七〇		

第五条第五項中「參議院議員選舉」の下に「の投票が平日に行われる場合」を加え、同項の表を次のように改める。

開票区の選挙人数	区市町村	区		市		町		村	
		投票翌日	開票日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
千人未満	一〇一、五〇四円	一〇四、九七〇円	一〇一、〇四〇円	一〇四、四〇四円	一〇一、〇四〇円	一〇四、一〇四円	一〇一、〇四〇円	一〇四、一〇四円	一〇一、〇四〇円
二千人未満上	二七一、九九〇円	二七〇、一七〇円	二七一、九九〇円	二七〇、一七〇円	二七一、九九〇円	二七〇、一七〇円	二七一、九九〇円	二七〇、一七〇円	二七一、九九〇円
三万人以上	一〇五、八八〇円	一〇四、九七〇円	一〇五、八八〇円	一〇四、九七〇円	一〇五、八八〇円	一〇四、九七〇円	一〇五、八八〇円	一〇四、九七〇円	一〇五、八八〇円
三千人未満上	一九二、六一二円	一九一、六一〇円	一九二、六一二円	一九一、六一〇円	一九二、六一二円	一九一、六一〇円	一九二、六一二円	一九一、六一〇円	一九二、六一二円

第五条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前項の」の下に「場合において開票を休日に行うときは、同項の」を加え、同項の表を次のように改める。

開票区の選挙人数	区市町村	区		市		町		村	
		開票日	投票日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
千人未満上	一〇一、五〇四円	一〇四、九七〇円	一〇一、〇四〇円	一〇四、四〇四円	一〇一、〇四〇円	一〇四、一〇四円	一〇一、〇四〇円	一〇四、一〇四円	一〇一、〇四〇円
二千人未満上	二七一、九九〇円	二七〇、一七〇円	二七一、九九〇円	二七〇、一七〇円	二七一、九九〇円	二七〇、一七〇円	二七一、九九〇円	二七〇、一七〇円	二七一、九九〇円
三万人以上	一〇五、八八〇円	一〇四、九七〇円	一〇五、八八〇円	一〇四、九七〇円	一〇五、八八〇円	一〇四、九七〇円	一〇五、八八〇円	一〇四、九七〇円	一〇五、八八〇円
三千人未満上	一九二、六一二円	一九一、六一〇円	一九二、六一二円	一九一、六一〇円	一九二、六一二円	一九一、六一〇円	一九二、六一二円	一九一、六一〇円	一九二、六一二円

三万人以上	一〇八六、八八二	九〇八、〇一八	九四九、三〇一	七九七、九六四	六八七、九〇〇	八一五、四八〇	五七七、八三六	六三一、八六八	二八八、九一八
五千人未満上	一〇八六、八八二	九〇八、〇一八	九四九、三〇一	七九七、九六四	六八七、九〇〇	八一五、四八〇	五七七、八三六	六三一、八六八	二八八、九一八
一万五千人未満上	一〇八六、八八二	九〇八、〇一八	九四九、三〇一	七九七、九六四	六八七、九〇〇	八一五、四八〇	五七七、八三六	六三一、八六八	二八八、九一八
二万五千人未満上	一〇八六、八八二	九〇八、〇一八	九四九、三〇一	七九七、九六四	六八七、九〇〇	八一五、四八〇	五七七、八三六	六三一、八六八	二八八、九一八
三万五千人未満上	一〇八六、八八二	九〇八、〇一八	九四九、三〇一	七九七、九六四	六八七、九〇〇	八一五、四八〇	五七七、八三六	六三一、八六八	二八八、九一八

第五条第四項を同条第六項とし、同条第二項の表を次のように改める。

官報(号外)

平成七年一月十七日 参議院会議録第五号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

一六

第五条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

衆議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所

経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

区市町村	区	市		町		村	
		開票の翌日	投票の翌日	開票の翌日	投票の翌日	開票の翌日	投票の翌日
千人未満	千人未満	平日	休日	平日	休日	平日	休日
二千人未満	二千人未満	二四一、八七二円	二四七、三二二円	二一一、六三八円	二一六、三九八円	二〇九、三〇八円	二〇八、三〇八円
三千人未満上	三千人未満上	二七一、一〇六	二七八、一二六	二二六、七五五	二二一、八五五	二一九、七五	二一七、七五
三七七、九二五	三八六、四二五	三一七、四五七	三二四、五九七	三一四、五九五	三一三、八五五	三一三、八五五	三一三、八五五

4 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

都道府県の世帯数	選挙		その他の県	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	都及び大都市のある道府県のあ	投票の翌日	区市町村	区	市	町	村
	一	二									
七百万人以上	六百七十万未満上	五百五十万未満上	四十万未満上	二十万未満上	一二十万未満	一	休日	日	平日	休日	日
三四五九	三四四五	三八四五	一	一	一	一	区	市	町	村	区
三四三九	三四三四	三八一四	三九九九	四〇七五	四一八	四二	休日	日	平日	休日	日
五六八五	五六八五	五七一九	五八四〇	六〇〇六	六一〇三	六三〇〇	六三〇〇	六一〇三	平日	休日	日

第六条第一項の表中「五三一」、「一四六」を「六五六、二五四」に、「五二八、五九六」を「六五三、五四」に、「一一、一〇一、七一四」を「一一、一六八、三六五」に、「一、〇九九、一六四」を「一、一六五、六一五」に、「二、〇八七、三〇八」を「二、四〇九、二〇一」に、「二、〇八、一〇八」を「二、四〇七〇」に改め、同条第二項中「三十三万一千八百三十六円」を「四十万八千四百六十円」に、「四十九万二千三百一十一円」を「六十万二千七十一円」に、「八十八万九千六百二十四円」を「百九万三千九百三十八円」に改める。

第七条第一項の表を次のように改める。

官 報 (号 外)

第八条第一項の表中「三六」を「三八」に、「五一」を「五五」に、「七八」を「八一」に改め、同様第二項中「四十一円」を「四十三円」に改め、同項の表中「一一〇」を「一六」に、「一六一」を「一七〇」に、「一〇一」を「一一三」に、「一四五四」を「一五八」に、「一八五」を「三〇一」に、「三三一六」を「三四五」に、「三一六七」を「三八八」に改める。

第八条の一の表以外の部分中「候補者数」を「区画数」当該区画数が候補者の数に百分の百六十を乗じて得た数(その数に未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を超える場合には、当該乗じて得た数」に、「十三人」を「十二」に、「四人」を「四」に、「千三十円」を「一千一百三十六円」に改め、同条の表を次のように改める。

第九条第二項中「夜間」を「平日の夜間又は休日」に、「一万四千一百六十二円」を「平日の夜間にあつては一万五千九百二十四円、休日につきては一万七千九百八十八円」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。
第十一條中「新聞廣告」の下に「政見放送及び経歴放送」を加える。
第十三條第一項の表を次のように改める。

市 く。 次 項 を 除 く。 都		区		大 都 市		認 定 出 先 機 関		都道府県の支庁又は地方事務所		選 挙 人 の 数 が 三 万 人 以 上 五 万 人 未 満 の も の		選 挙 人 の 数 が 十 万 人 以 上 二 十 五 万 人 以 上 百 五 万 人 未 満 の も の		選 挙 人 の 数 が 百 万 人 未 満 の も の		選 挙 人 の 数 が 百 五 万 人 未 満 の も の		都道府県	
										選挙人の数が三百人以上のもの		選挙人の数が二百五十人以上のもの		選挙人の数が二百人以上のもの		選挙人の数が一百五十人以上のもの		選挙人の数が一百人以上のもの	
選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	選挙人の数が十五万人以上のもの	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が十万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が十五万人以上のもの	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	選挙人の数が一百人以上のもの	選挙人の数が一百五十人以上のもの	選挙人の数が二百人以上のもの	選挙人の数が二百五十人以上のもの	選挙人の数が三百人以上のもの	選挙人の数が五百人以上のもの	選挙人の数が五百人以上のもの	選挙人の数が五百人以上のもの	選挙人の数が五百人以上のもの	選挙人の数が五百人以上のもの	選挙人の数が五百人以上のもの	選挙人の数が五百人以上のもの
三、六〇〇、一八四	三、六三五、七七九	八、九一八、七六二	七、五六九、八九五	六、四五五、六一〇	五、六二一、〇五五	一〇、〇八一、一五七	二、五五六、八九九	四、八〇一、九六〇	九一、九三五、八五三	九四、四一〇、八五三	五七、七八五、四七二	五九、一〇五、四七二	五二、二三八、二四七	五三、三一〇、七四七	四三、八八八、九七八	三四、五七七、六六五	三四、六一九、七五九	三四、五〇一、九一〇	二二、九八五、三〇一
三、一六〇、九三一	二、三七四、四〇三	八、一〇五、五六一	六、七五六、六九四	五、六四二、四〇九	四、八〇七、八五四	八、一三六、五九八	二、〇〇八、八四八	三、七七四、一六九	五九、一九六、九〇〇	六〇、七九六、九〇〇	三九、一九八、〇九五	四〇、〇七八、〇九五	三五、六〇五、四四五	三六、三一〇、四四五	二九、四一六、九一〇	二五、三〇三、四七四	二二、九八五、三〇一	二二、九八五、三〇一	

一八

第十二条第一項の表を次のように改める

			同時に第三項及 同じく第一項及及
選舉人の数が五万人以上十万人未満のもの	選舉人の数が十五万人以上のもの	選舉人の数が十五万人以上のもの	五、三六八、七四九
選舉人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選舉人の数が千人未満のもの	選舉人の数が千人以上二千人未満のもの	七、四九九、八八六
選舉人の数が五千人以上一万人未満のもの	選舉人の数が三千人以上五千人未満のもの	選舉人の数が三千人以上五千人未満のもの	八、九八六、七六八
選舉人の数が二千人以上三千人未満のもの	選舉人の数が二千人以上三千人未満のもの	選舉人の数が二千人以上三千人未満のもの	三〇五、八〇三
選舉人の数が五千人以上一万人未満のもの	選舉人の数が五千人以上一万人未満のもの	選舉人の数が五千人以上一万人未満のもの	三三五、九五七
選舉人の数が一万人以上二万人未満のもの	選舉人の数が一万人以上二万人未満のもの	選舉人の数が一万人以上二万人未満のもの	五二一、五五四
選舉人の数が二万人以上三万人未満のもの	選舉人の数が二万人以上三万人未満のもの	選舉人の数が二万人以上三万人未満のもの	九五八、七三一
選舉人の数が三万人以上四万人未満のもの	選舉人の数が三万人以上四万人未満のもの	選舉人の数が三万人以上四万人未満のもの	一、四五九、六七五
選舉人の数が四万人以上五万人未満のもの	選舉人の数が四万人以上五万人未満のもの	選舉人の数が四万人以上五万人未満のもの	七八六、五七五
選舉人の数が五万人以上六万人未満のもの	選舉人の数が五万人以上六万人未満のもの	選舉人の数が五万人以上六万人未満のもの	一、一二九、五九九
選舉人の数が六万人以上七万人未満のもの	選舉人の数が六万人以上七万人未満のもの	選舉人の数が六万人以上七万人未満のもの	一、五五七、三〇一
選舉人の数が七万人以上八万人未満のもの	選舉人の数が七万人以上八万人未満のもの	選舉人の数が七万人以上八万人未満のもの	一、八三四、六八三
選舉人の数が八万人以上九万人未満のもの	選舉人の数が八万人以上九万人未満のもの	選舉人の数が八万人以上九万人未満のもの	一、九〇八、一五四
選舉人の数が九万人以上十万人未満のもの	選舉人の数が九万人以上十万人未満のもの	選舉人の数が九万人以上十万人未満のもの	一、九〇八、一五四

2

選挙人の数が三百万人以上のもの	都道府県の支庁又は地方事務所	四、二六二、九〇五	一四、九〇九、一二二	一、九一四、六一〇	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	一五、四三六、五四〇
選挙人の数が二万人以上のもの	認定出先機関	二、一八五、一六〇	一、六八〇、一五九	選挙人の数が二千人以上のもの	三、二九二、〇二〇	一、七五〇、七八一
選挙人の数が五千人以上二万人未満のもの	大都市	九、〇六八、一二〇	七、一五一、三一〇	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	三、九三三、二四六	一、四九〇、一三八
選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	市	一、九一五、八八一	一、五五七、三一六	選挙人の数が二千人以上のもの	三、一三六、七一一	一、七五〇、七八一
選挙人の数が二千人以上二千人未満のもの	町	二、一〇八、二四一	一、六八五、五五六	選挙人の数が二千人未満のもの	二、一〇八、二四一	一、四九〇、一三八
選挙人の数が一千人以上二千人未満のもの		三、一一五、二三七	一、四九七、一一三	選挙人の数が一千人未満のもの	三、六二七、五九一	一、四九〇、一三八
選挙人の数が十五万人以上のもの		四、二三〇、七四九	三、四一四、三三九	選挙人の数が一千人以上二千人未満のもの	二、一三六、三三八	一、四九〇、一三八
選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの		四、五三七、〇八二	二、一三六、三三八	選挙人の数が一千人以上二千人未満のもの	二、一三六、三三八	一、四九〇、一三八
選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの		一、六〇、六四三	二、一三六、三三八	選挙人の数が一千人以上二千人未満のもの	二、一三六、三三八	一、四九〇、一三八
選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの		四三八、七三六	二、一三六、三三八	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	二、一三六、三三八	一、四九〇、一三八
選挙人の数が二千人以上二万人未満のもの		八〇九、一八九	二、一三六、三三八	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	二、一三六、三三八	一、四九〇、一三八
選挙人の数が二千人以上二千人未満のもの		一、二三九、四九五	二、一三六、三三八	選挙人の数が二千人以上二千人未満のもの	二、一三六、三三八	一、四九〇、一三八
選挙人の数が二千人以上二千人未満のもの		一、〇〇一、一三〇	二、一三六、三三八	選挙人の数が二千人以上二千人未満のもの	二、一三六、三三八	一、四九〇、一三八
選挙人の数が二千人以上二千人未満のもの		一、二一五、五六八	二、一三六、三三八	選挙人の数が二千人以上二千人未満のもの	二、一三六、三三八	一、四九〇、一三八
選挙人の数が二千人以上二千人未満のもの		一、四二八、九〇六	二、一三六、三三八	選挙人の数が二千人以上二千人未満のもの	二、一三六、三三八	一、四九〇、一三八

官報(号外)

区	分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県			
選挙人の数が五十万人未満のもの	一、〇三四、二四二	七八〇、五六〇	円
選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一、一七〇、八四〇	八七八、一三〇	円
選挙人の数が七十五万人以上百万人	一、三〇七、四三八	九七五、七〇〇	円
選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	一、三〇七、四三八	九七五、七〇〇	円
選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	一、三〇七、四三八	九七五、七〇〇	円
選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	一、四一四、五二三	一、〇七三、一七〇	円
選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	一、四一四、五二三	一、〇七三、一七〇	円
選挙人の数が三百万人以上のもの	二、三四一、六八〇	一、七五六、一六〇	円
都道府県の支庁又は地方事務所	五二六、八七八	三九〇、一八〇	円
認定出先機関	二五三、六八二	一九五、一四〇	円
大都市	一、三三九、一一二	一、〇〇八、九二〇	円
区	三四八、五三六	二五六、八一六	円
選挙人の数が三万人未満のもの	七三、三七六	五五、〇三一	円
選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	一二八、四〇八	九一、七二〇	円
選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	一二〇、一二八	一六五、〇九六	円
選挙人の数が十五万人以上のもの	三一、八四八	二三八、四七二	円
選挙人の数が十五万人以上のもの	三四八、五三六	二五六、八一六	円

選挙人の数が千人未満のもの	町	村
選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	七三、三七六	五五、〇三一
選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	七三、三七六	五五、〇三一
選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	七三、三七六	五五、〇三一
選挙人の数が一万人以上三万人未満のもの	七三、三七六	五五、〇三一
選挙人の数が一万五千人未満のもの	七三、三七六	五五、〇三一
選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	七三、三七六	五五、〇三一
選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	七三、三七六	五五、〇三一
選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	七三、三七六	五五、〇三一
選挙人の数が一万人以上三万人未満のもの	七三、三七六	五五、〇三一
選挙人の数が一万五千人未満のもの	七三、三七六	五五、〇三一

第十三条の二第一項中「五百七十一円」を「七百二十七円」に改める。

第十四条第一項第一号から第三号までの規定中「八千三百円」を「一円」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「六千八百円」を「八千二百円」に改める。

第十五条第一項中「千三百八十三円」を「千四百六十三円」に、「百四十七円」を「百五十六円」に改める。

第十六条中「除く。」の規定によって算出した「及び第十三条の規定による」の下に「参議院議員選挙の執行に要する」を加える。

第十七条第二項中「二〇八七、三〇八」を「二、四〇九、二〇一」に、「二、一四五、一三〇」を「一、三三八、三九一」に、「二、〇八一、二〇八」を「二、四〇三、七〇二」に、「二、一四一、五八〇」を「一、三三五、六四一」に、「八十八万一千六百二十四円」を「百九万三千九百三十八円」に、「五万三千九百四十六円」を「六十六万五千六百七十七円」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の国会議員の選挙等の執行に要する費用の基準に関する法律の一部を改正する法律案

附 則

3 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第4条の二第一項の規定により地方公共団体の休日として同条第二項各号に掲げる日を定めていた市町村(同条第三項に規定する日を定めていた市町村を含む。)以外の市町村については、新法第四条第一項から第六項まで(同条第五項及び第六項の規定を新法第五条第十三項において

律の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 第二章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 居住者 所得税法第一条第一項第三号に規定する居住者をいう。

二 確定申告書 所得税法第二条第一項第三十号に規定する確定申告書をいう。

三 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得に規定する不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得をいう。

四 事業所得の金額 所得税法第二十七条第二項に規定する事業所得の金額をいう。

五 救援品 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)第十五条规定第一項第三号に規定する救じゆつのために寄贈された給与品をいう。

六 保税工場 関税法(昭和十九年法律第六十号)第二十九条に規定する保税地域(同法第三十条第二号の規定により税關長が指定した場所を含む。)をいう。

七 保税展示場 関税法第五十六条第一項に規定する保税展示場をいう。

八 保税工場 関税法第五十六条第一項に規定する保税工場をいう。

九 保税展示場 関税法第六十二条第一項に規定する保税展示場をいう。

十 申告書類 第二章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

十一 証明書類 第二章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

十二 申告書類 第二章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

十三 申告書類 第二章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

十四 申告書類 第二章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

十五 申告書類 第二章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

十六 申告書類 第二章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

十七 申告書類 第二章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

十八 申告書類 第二章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(雑損除の特例)

第三条 居住者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する所得税法第七十二条第一項に規定する資産につい

て阪神・淡路大震災により生じた損失の金額

(当該震災に関連するその居住者によるやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。)については、その居住者の選択により、平成六年において生じた同項に規定する損失の金額として、同法の規定を適用することができる。

この場合において、同項の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により生じた損失の金額は、その居住者の平成七年分の所得税に係る同法の規定の適用については、平成六年において生じなかつたものとみなす。

二 前項の規定は、平成六年分の確定申告書に同一項目の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合には、適用しない。ただし、当該申告書の提出がなかったこと又は当該記載がなかったことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等)

三 居住者の有する山林について阪神・淡路大震災により生じた損失の金額 当該震災に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。)については、その者の選択により、平成六年において生じた所得税法第五十二条第三項に規定する損失の金額として、同法の規定を適用することができる。この場合において、同項の規定により生じた所得税第五十二条第一項第二十五条に規定する純損失の金額が生じることとなる場合には、適用しない。

四 第二項から第四項までの規定は、平成六年分の確定申告書にこれらの規定の適用を受けようとする旨及びこれらの規定により必要経費に算入される金額の記載がない場合には、適用しない。ただし、当該申告書の提出がなかったこと又は当該記載がなかったことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

五 前各項の規定は、平成六年分の所得税について所得税法第一百四十条第一項の規定の適用を受ける場合には、適用しないものとし、同項の規定は、前各項の規定を適用することにより同年の平成七年分の所得税に係る同法の規定の適用による損失の金額として、同法の規定の適用については、同年において生じなかつたものとみなす。

六 第二項から第四項までの規定は、平成六年分の確定申告書にこれらに規定の適用を受けようとする旨及びこれらの規定により必要経費に算入される金額の記載がない場合には、適用しない。ただし、当該申告書の提出がなかったこと又は当該記載がなかったことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

七 年において生じた同法第五十一条第四項に規定する損失の金額として、同法の規定を適用することができる。この場合において、同項の規定により必要経費に算入された当該阪神・淡路大震災により生じた損失の金額は、その者の平成七年分の所得税に係る同法の規定の適用については、平成六年において生じなかつたものとみなす。

八 年において生じた同法第五十一条第四項に規定する損失の金額として、同法の規定を適用することができる。この場合において、同項の規定により必要経費に算入された当該阪神・淡路大震災により生じた損失の金額は、その者の平成七年分の所得税に係る同法の規定の適用については、平成六年において生じなかつたものとみなす。

九 年において生じた同法第五十一条第四項に規定する損失の金額として、同法の規定を適用することができる。この場合において、同項の規定により必要経費に算入された当該阪神・淡路大震災により生じた損失の金額は、その者の平成七年分の所得税に係る同法の規定の適用については、平成六年において生じなかつたものとみなす。

十 年において生じた同法第五十一条第四項に規定する損失の金額として、同法の規定を適用することができる。この場合において、同項の規定により必要経費に算入された当該阪神・淡路大震災により生じた損失の金額は、その者の平成七年分の所得税に係る同法の規定の適用については、平成六年において生じなかつたものとみなす。

十一 年において生じた同法第五十一条第四項に規定する損失の金額として、同法の規定を適用することができる。この場合において、同項の規定により必要経費に算入された当該阪神・淡路大震災により生じた損失の金額は、その者の平成七年分の所得税に係る同法の規定の適用については、平成六年において生じなかつたものとみなす。

十二 年において生じた同法第五十一条第四項に規定する損失の金額として、同法の規定を適用することができる。この場合において、同項の規定により必要経費に算入された当該阪神・淡路大震災により生じた損失の金額は、その者の平成七年分の所得税に係る同法の規定の適用については、平成六年において生じなかつたものとみなす。

十三 年において生じた同法第五十一条第四項に規定する損失の金額として、同法の規定を適用することができる。この場合において、同項の規定により必要経費に算入された当該阪神・淡路大震災により生じた損失の金額は、その者の平成七年分の所得税に係る同法の規定の適用については、平成六年において生じなかつたものとみなす。

十四 年において生じた同法第五十一条第四項に規定する損失の金額として、同法の規定を適用することができる。この場合において、同項の規定により必要経費に算入された当該阪神・淡路大震災により生じた損失の金額は、その者の平成七年分の所得税に係る同法の規定の適用については、平成六年において生じなかつたものとみなす。

十五 年において生じた同法第五十一条第四項に規定する損失の金額として、同法の規定を適用することができる。この場合において、同項の規定により必要経費に算入された当該阪神・淡路大震災により生じた損失の金額は、その者の平成七年分の所得税に係る同法の規定の適用については、平成六年において生じなかつたものとみなす。

十六 年において生じた同法第五十一条第四項に規定する損失の金額として、同法の規定を適用することができる。この場合において、同項の規定により必要経費に算入された当該阪神・淡路大震災により生じた損失の金額は、その者の平成七年分の所得税に係る同法の規定の適用については、平成六年において生じなかつたものとみなす。

十七 年において生じた同法第五十一条第四項に規定する損失の金額として、同法の規定を適用することができる。この場合において、同項の規定により必要経費に算入された当該阪神・淡路大震災により生じた損失の金額は、その者の平成七年分の所得税に係る同法の規定の適用については、平成六年において生じなかつたものとみなす。

十八 年において生じた同法第五十一条第四項に規定する損失の金額として、同法の規定を適用することができる。この場合において、同項の規定により必要経費に算入された当該阪神・淡路大震災により生じた損失の金額は、その者の平成七年分の所得税に係る同法の規定の適用については、平成六年において生じなかつたものとみなす。

(第三章)

十九 徴収猶予等に関する法律の特例

(災害被災者に対する所得税の減免の特例等)

二十 平成七年二月十七日 参議院会議録第五号 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特別に関する法律案

ついて甚大な被害を受けた者については、その選択により、当該被害を平成六年において受けたものとして、災害被災者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律(昭和二十一年法律第百七十五号)第一條の規定を適用することができる。この場合において、平成六年分の所得税について同条の規定の適用を受けた者に係る平成七年分の所得税についての同条の規定の適用については、当該震災による被害を同年において受けたものとみなす。

2 前項の規定の適用を受ける場合における災害被災者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律第三条の規定の適用その他同項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

第四章 關稅法等の特例

(申請等の期限の延長等)

第八条 阪神・淡路大震災により相当な損害を受けた地域として大蔵大臣の指定する地域(以下この章において「指定地域」という。)に当該震災の被災者に係る關稅法又は他の關稅に関する法律に基づく申請、請求、届出その他の書類の提出、納付又は徵収(以下この条において「申請等」という。)に関する期限で、平成七年一月十七日から大蔵大臣が当該震災の状況を勘査して別に定める日(以下この項及び第四項において「指定日」という。)までの間に到来するものについては、当該期限を指定日の翌日まで延長する。

2 前項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

3 稽関長は、阪神・淡路大震災に起因するやむを得ない理由により、第一項の規定により延長された申請等に関する期限までにその申請等を受けることができないと認める者があるときは、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、その者に係る当該延長された期限を延長することができる。

4 稽関長は、阪神・淡路大震災に起因するやむを得ない理由により、平成七年一月十七日以後に到来する申請等(第一項に規定する被災者に係る申請等で指定日までにその期限の到来するものを除く。以下この項において同じ。)に関する

期限までにその申請等をすることができないと認める者がいるときは、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、その者に係る当該期限を延長することができる。

5 前各項の規定により關稅を納付すべき期限を延長した場合には、その關稅に係る延滞税のうちその延長をした期間に対応する部分の金額は、免除する。

(手数料の還付、軽減又は免除)

第九条 稽関長は、次に掲げる貨物に係る關稅法第十九条、第三十三条(同法第三十六条において準用する場合を含む。)若しくは第六十九条第二項(同法第七十五条において準用する場合を含む。)の許可又は同法第九十八条第一項の承認(以下この条において「許可等」という。)を受けた者が同法第一百一条又は第四号の規定により納付した手数料については、必要があると認めるとときは、政令で定めるところにより、当該手数料の額に相当する金額を還付することができる。

1 救援品に該当する貨物であって、阪神・淡路大震災の被災者を支援するためのもの

2 指定地域に所在する保稅地帯に阪神・淡路大震災の発生の時に置かれていた貨物であつて、貨物の保全その他の理由により緊急に当該保稅地帯から出す必要があると稽関長が認めたものその他これに準ずる貨物であると稽関長が認めたもの

3 稽関長は、前項各号に掲げる貨物に係る許可等を受ける者が關稅法第一百一条又は第四号の規定により納付する手数料については、当該許可等をする場合において必要があると認めるときは、

ときは、政令で定めるところにより、これを免除することができる。

第十条 稽関長は、次に掲げる證明書類の交付を請求した者が關稅法第一百一条第二項の規定により納付した手数料については、必要があると認めるとときは、政令で定めるところにより、当該手数料の額に相当する金額を還付することができる。

1 前項第一号に掲げる貨物に係る證明書類

2 指定地域に所在する保稅地帯に阪神・淡路大震災の発生の時に置かれていた貨物の当該

3 証明書類又は稽関長の行政処分を通知する書類に該当する被災者が当該震災の発生の前に交付を受けたものを当該震災において紛失し、焼失し、又は著しく損傷したことにより当該被災者において必要となつた当該証明書類と同一の内容の證明書類又は當該行政処分についての證明書類

4 第二項第一号に掲げる證明書類の交付を請求する者が關稅法第一百一条第二項の規定により納付すべき手数料については、当該交付をする場合において必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、これを免除するこ

とができる。(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(施行日前に確定申告書を提出した者等に係る免除することができる。)

附則

第一条 この法律の施行の日前に平成六年分の所得税につき國稅通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第一千五百条の規定による決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に

所得稅法第二条第一項第三十九号に規定する修正申告書の提出又は國稅通則法第一千四条若しくは第二十六条の規定による更正があつた場合は、その申告又は更正後の事項)につき第二

章又は第三章の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同日から起算して一年を経過する日までに、稅務署長に対し、同法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

(平成六年分所得稅の特別減税のための臨時措置法の一部改正)
第三条 平成六年分所得稅の特別減税のための臨時措置法(平成六年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。
1 第二条第三号中「第十条の規定並びに」を「第十条の規定」に改め、「(第一項の規定)の下に並びに阪神・淡路大震災の被災者等に係る國稅關係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十三号)第三条第一項、第五条及び第七条第一項の規定」を加える。

2 第二条第三号中「第十条の規定並びに」を「第十条の規定」に改め、「(第一項の規定)の下に並びに阪神・淡路大震災の被災者等に係る國稅關係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十三号)第三条第一項、第五条及び第七条第一項の規定」を加える。

報 (号外)

審查報告書

災害被災者に対する租税の减免、徵收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

立成十五二月一十七日

參議院議長 原文兵衛殿 大藏委員長 西田吉宏

要領書

委員会の決定の理由

一、費用
本法律施行に伴う租税減収見込額は、約八十億円である。

官

今般の阪神・淡路大震災に伴う緊急対応等の執行に当たっては、被災者である納税者の実情等に十分留意して、税務相談・広報の充実を期するなど、その円滑な実施に努めること。

大震災が広範な地域にわたり、同時に大量・集中的に発生したこと等を踏まえ、被災者・被災企業の生活・事業の早急な復旧を図り、それを支援する等の観点から、所得税の緊急対応等に引き続き、必要に応じて、税の制度、執行面にわたり、可能な限り迅速、適切かつ有効な対応を行っていくこと。

所得税の緊急対応等の迅速な実施を含め、納税環境に的確に対応するため、国税職員及び税関職員の処遇改善、定員確保など、税務執行体制の一層の充実に努めること。

右決議する。

災害被害者に対する租税の减免、徵收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成七年一月十七日

災害被災者に対する租税の减免、徵收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

公害被害者に対する権利の减免 律令猶予等に関する法律の一部を改正する法律

する法律(昭和二十二年法律第百七十五号)の一
を次のように改正する。

第三条第二項から第四項までの規定中「六百万円」を「二百万円」に、「五百万円」を「四百五十万円」に、「七百五十万円」に改める。

四

- この法律は、公布の日から施行する。
改正後の災害被災者に対する租税の减免、徵
收猶予等に関する法律(以下「新法」という)第
二条の規定は、平成六年分以後の所得税につい
て適用し、平成五年分以前の所得税について
は、なお従前の例による。
新法第三条の規定は、平成七年分以後の所得
稅について適用し、平成六年分以前の所得税に

法(昭和二十七年法律第六十六号)第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項これら的事項につき同日前に所得税法第二条第一項第三十九号に規定する修正申告書の提出又は国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があった場合には、その申告又は更正後の事項)につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同日から起算して一年を経過する日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

〔参考〕
一月十六日議長において、左のとおり議席を変更した。

五〇九八四五三七三二三二六五一〇九八四
永野 井上 平井 吉田 高桑 矢原 寺崎 長谷川 足立 直嶋 北澤 釤宮 泉寺 澤山
茂門君 計君 須志君 之久君 栄松君 秀男君 昭久君 良平君 清君 正行君 俊美君 信也君 菰君 芳男君 順子君

官 報 (号 外)

第明治三十五年三月三十一日

平成七年一月十七日 参議院会議録第五号

発行所
虎ノ門二丁目四番四号 東京都港区
大蔵省印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
本冊一冊
送三円
料を含む
別